

感染症法に基づく「就業制限の解除」の取扱いについて

(感染症法:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

2022.2.25

◎経済産業省からの周知依頼内容

【感染者の就業制限の解除について】

- ・ 宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点(日数を経過した時点)で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えない。
- ・ 就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に**職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明(※)を提出する必要はない**。(※医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等)

【濃厚接触者の待機期間の解除について】

- ・ 解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、**職場等に証明を提出する必要はない**。

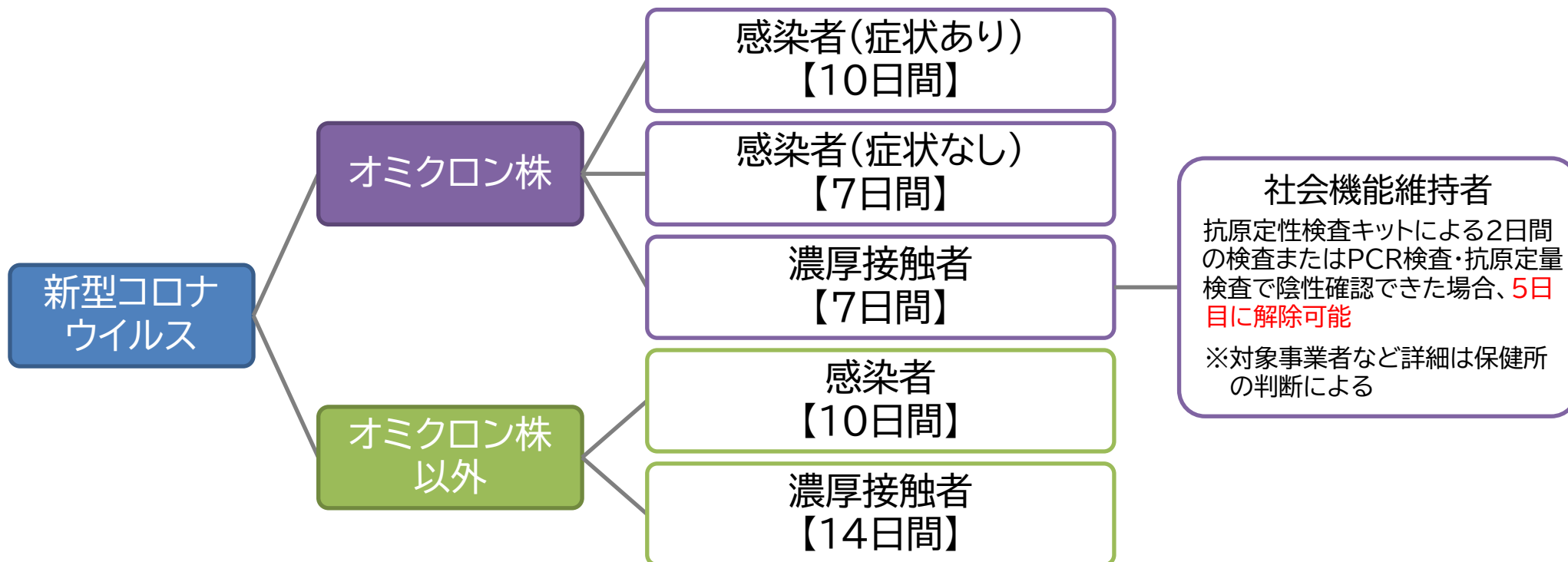
<周知依頼文からの抜粋>

- 国内での感染者数が増える中で、企業等が勤務を開始する従業員に対し、証明を求めることはお控えいただくようお願いいたします。
- 現状、抗原定性検査キットは、需給が逼迫しているところであり、濃厚接触者の待機期間短縮(7日から5日へ)のためにのみお使いいただきますようお願いいたします。

(参考)就業制限解除までの期間について

経済産業省・厚生労働省 事務連絡および
県へのヒアリングをもとに秋田商工会議所作成

2022.2.25



※上記期間はあくまでも現時点での目安です。就業制限の解除については医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであり、職場への復帰については保健所の指示に従ってください。

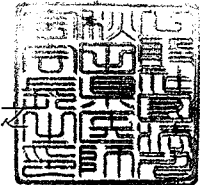
※詳細については、厚生労働省の下記事務連絡文書をご確認ください。

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/000891476.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について
(濃厚接触者である同居家族等の待機期間の取扱い、社会機能維持のため必要な事業の従事者に対する取扱いについて記載)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>

秋医発第655号
令和4年2月15日

秋田県商工会議所連合会
会長 三浦 廣 巳 様

一般社団法人秋田県医師会
会長 小玉 弘



新型コロナウイルス感染症「陰性証明書」の発行について (お願い)

謹啓 春寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会の活動に対しましてご理解、ご協力を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年に入りましてから新型コロナウイルスのオミクロン株が全国的に猛威を振るい、本県においても企業や学校等におけるクラスターの発生など多大な影響を受けております。

このような状況において、陽性者または濃厚接触者と認定された方々が職場に復帰する際、職場より医療機関が発行した「陰性証明書」を提出するよう求められることがあるとの報告を受けました。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部が発出した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」(別紙参照)では、陽性と判定された方は、発症日から10日経過、かつ症状軽快後が72時間経過で療養が終了し、無症状者は検体採取日から7日経過で解除されることとなっております。

また、就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するにあたり、職場等に証明(医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等)を提出する必要はなく、濃厚接触者の待機期間の解除についても職場等に証明を提出する必要はないとされております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、貴連合会に加盟する商工会を通じまして、各企業に対し、就業制限または待機期間を経た方々が職場に復帰する際に「陰性証明書」の提出を求めることのないよう周知していただきたく、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

経 済 産 業 省

20220207商局第2号

令和4年2月7日

関係団体 殿

経済産業省商務・サービス審議官

感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いの周知徹底について

平素より大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症対策に関し、令和4年1月31日一部改正の厚生労働省事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて、

- ・ （感染者の）就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点（日数を経過した時点）で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと。
- ・ （感染者の）就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はないこと。
- ・ 濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

などが分かりやすく整理されております。国内での感染者数が増える中で、企業等が勤務を開始する従業員に対し、証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を求めることはお控えいただくよう、お願いします。

また、令和4年1月28日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（令和4年1月28日一部改正））においては、濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の7日間を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合、5日目に待機を解除する取扱いを実施できること等が示されているところです。

濃厚接触者が5日目に職場復帰できるようにするためには、抗原定性検査キットが必要となりますが、政府としては、抗原定性検査キットは、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者の速やかな職場復帰に向けて使用することが重要と考えております。現状、抗原定性検査キットは、需給が逼迫しているところであり、濃厚接触者の待機期間短縮（7日から5日へ）のためにのみお使いいただきますようお願いいたします。

以上について、貴団体におかれましても、加盟各企業等に周知していただくようお願いいたします。

以上